

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター

指定管理者募集要綱

令和7年9月

鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課

目 次

1	施設の概要	P 1
2	指定管理者の募集	P 1
3	指定予定期間	P 1
4	管理の基準等（条件）	P 1
5	指定管理者が行う業務（管理の内容）	P 2
6	申請資格	P 3
7	申請方法	P 5
8	申請期間及び選定等の日程	P 5
9	選定基準等	P 6
10	指定管理者の候補者の選定	P 8
11	指定管理者の指定及び協定の締結	P 8
12	管理業務費	P 8
13	利用料金	P 9
14	指定管理者と鹿児島県の責任分担等	P 9
15	管理の継続が困難となった場合等における措置	P 9
16	事業報告書等	P10
17	調査及び監査等	P10
18	県による管理業務の中止等	P11
19	その他	P11
20	問い合わせ先	P11
○	鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター管理運営業務仕様書	P12

【様式集】

・	申請書	
	（様式 1－1）指定管理者指定申請書	P25
	（様式 1－2）グループ構成員等一覧	P26
	（様式 1－3）共同事業体協定書兼委任状	P27
・	事業計画書	
	（様式 2－1）1 団体等の概要	P28
	（様式 2－2）2 研修センターの管理計画等	P29
	（様式 2－3）3 研修センターの管理体制等	P31
	（様式 2－4）4 その他	P32
・	収支予算書	
	（様式 3－1）1 研修センターの収入計画（年度ごと）	P33
	（様式 3－2）2 研修センターの支出計画（年度ごと）	P34
	（様式 3－3）3 研修センターの収入計画（総括表）	P35
	（様式 3－4）4 研修センターの支出計画（総括表）	P36
・	誓約書	
	（様式 4）誓約書	P37
・	現地説明会参加申込書	
	（様式 5）現地説明会申込書	P38
・	質問書	
	（参考様式）質問書	P39

【条例等】

・	鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例	P41
・	鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則	P44

【参考資料】

・ 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの概要	P53
・ 令和7年度アジア・太平洋農村研修センター事務分掌表	P56
・ アジア・太平洋農村研修センター事業実績（令和6年度）	P57
・ //	P58
・ //	P59
・ 研修センターのこれまでの管理方法	P62
・ 貸付備品一覧	P64
・ 令和6年度年間行事計画	P65
・ 第三者への業務委託仕様書一覧	P69

1 施設の概要

(1) 名 称 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター

(2) 所在地 鹿屋市上高隈町3811番地1

(3) 施設の概要

ア 敷地面積 10,161.43㎡

イ 建物面積 3,011.26㎡

・ 管理棟 679.85㎡（鉄筋2階建）

・ 研修棟 489.57㎡（木造平屋建）

・ 宿泊棟 1,624.03㎡（鉄筋3階建）

※ シングル10室, ツイン17室, 和室2室 最大72人収容可

・ 付属棟 217.81㎡

2 指定管理者の募集

公の施設である鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター(以下,「研修センター」という。)については,平成18年4月1日付けで法人その他の団体で知事が指定するもの(以下,「指定管理者」という。)に管理を行わせる「指定管理者制度」を導入したところですが,令和8年3月31日で指定管理期間が終了します。

つきましては,次の条件,内容等により令和8年4月1日から研修センターの指定管理者として指定を希望する法人その他の団体を募集します。

3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(1年間)

4 管理の基準等(条件)

指定管理者には,次の条件を遵守していただきます。

(1) 法律等の遵守

次に掲げる事項を遵守し,研修センターの適切かつ効率的な管理に努めること。

ア 鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)及び鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例(平成5年鹿児島県条例第50号。以下「条例」という。)

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

ウ 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)

エ その他管理業務の実施に関連する法令等

- (2) 研修センターの休館日は、次のとおりとすること。
- ア 月曜日(その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日)
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - ウ 指定管理者は、研修センターの管理上必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- (3) 研修センターの開館時間は、次のとおりとすること。
- ア 午前9時から午後5時までとする。
 - イ 指定管理者は、研修センターの管理上必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、前項に規定する開館時間を変更することができる。
- (4) 各種トラブル等には迅速かつ適切に対応すること。
- (5) 当該管理業務については、事前に鹿児島県（以下「県」という。）の承認を受けた場合を除き、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。
- (6) 毎年度、事業開始前には事業計画書等、事業終了後には事業報告書等関係書類を提出すること。
- (7) 毎月、研修センターの利用状況、利用料金徴収の実績、利用料金減免の実績、翌月の研修センター利用計画について翌月10日までに報告すること。
- (8) 指定管理者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは、指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後についても、同様とする。
- (9) 管理業務の開始及び満了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う業務の引継ぎは、適正かつ十分にいき、円滑な引継ぎに協力すること。なお、管理業務の引継ぎに伴う経費については、指定管理者の負担とする。
- (10) 施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制度」を採用する。
- (11) 利用拡大のための方策を講ずること。
- (12) 上記に掲げるもののほか、指定管理者は、必要に応じて県と協議しながら適切な管理を行うものとする。その他の業務内容の詳細については、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター管理運営業務仕様書によること。

5 指定管理者が行う業務（管理の内容）

研修センターの維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務等については、指定管理者の責任において実施していただきます。

管理の内容は、次のとおりです。

(1) 研修センターの施設の維持管理に関する業務

- ア 施設、設備等の維持管理
- イ 施設、設備等の保守点検
- ウ 研修センター内及び周辺の警備
- エ 施設、設備等の簡易な修繕（施設の改築、又は諸機器の整備等県が直接実施するものを除く。）
- オ 施設、設備等故障時の対応
- カ 消耗品等の調達、取替補充及び処分
- キ 宿泊者の安全管理
- ク 研修生等への給食業務
- ケ 研修センターの清掃
- コ 研修センター内の植栽管理
- サ その他研修センターの維持管理に必要なこと

(2) 研修センターを利用した研修に関する業務

- ア 研修センター利用者及び見学者への対応
- イ 研修事業の企画・運営（県実施の研修事業を含む。）
- ウ 民間団体主催の研修事業に対する助言・協力

(3) 施設等の利用の許可に関する業務

- ア 研修センターの利用許可及び利用許可の取消し

(4) 施設等の利用に係る料金に関する業務

- ア 利用料金の徴収及び返還
- イ 利用料金の減免

(5) その他研修センターの管理に関して知事が必要と認める業務

- ア 苦情、トラブル等発生時の関係機関への連絡及び必要な措置の実施
- イ 利用状況等の報告（月報・年報等）
- ウ 各種調査・照会事項等に対する回答
- エ 感染症拡大予防の対策に関する業務
- オ その他知事が必要と認める業務

6 申請資格

(1) 次の要件を満たさなければなりません。

- ア 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 県から指名停止を受けていないこと。
- オ 法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- カ 次の(ア)から(イ)までのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - (エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
 - (ク) (7)から(キ)までに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- なお、上記(1)の力中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
- (i) 法人にあつては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
 - (ii) 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他(i)に掲げる者と同等の責任を有する者

(2) 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して、申請することができます。この場合については次の事項に留意してください。

- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体等を定めること。この場合において、その他の団体等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる団体等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における委託業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等については、別途、協定書で定める等すること。
- ウ 単独で申請した団体等は、グループによる申請の構成団体となることができないこと。
- エ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできないこと。
- オ 申請書類の7(1)のエ～ケまでについては構成団体ごとに提出すること。

(3) 申請者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 異なる申請書を複数提出したとき。
- イ 申請書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
- ウ 申請内容が、申請書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- エ 申請書類に、記載すべき内容の全部又は一部が記載されてないとき。
- オ 指定管理者選定委員会の委員に個別に接触したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

7 申請方法

(1) 申請書類については下記のとおりです。

- ア 指定管理者指定申請書（様式 1-1～1-3）
- イ 事業計画書（様式 2-1～2-4）
- ウ 収支予算書（様式 3-1～3-4）
- エ 誓約書（様式 4）
- オ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為
（法人以外の団体にあつては、定款その他基本約款など）
- カ 決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等）直前 2 事業年度分
- キ 納税証明書（法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税等）
- ク 団体等の概要を記載した書類
- ケ 団体等の役員名簿

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部

(3) 申請にあたっての留意事項

- ア 申請に要する経費は、すべての申請者の負担とします。
- イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表など、必要な場合は、事業計画書等の内容を、県が無償で利用できるものとします。
- ウ 申請期限後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- エ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- オ 申請書類その他提出された書類は、返却しません。
- カ 申請書類その他提出された書類は、鹿児島県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は不開示とします。

(4) 提出先等

申請書類は、休日を除く申請期間中（受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に、下記へ提出してください。

なお、郵便により送付する場合にあつては、申請期間最終日の午後 5 時 15 分まで必着となります。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課国際交流係（県庁行政庁舎 9 階）

8 申請期間及び選定等の日程

(1) 申請期間及び選定等の日程

内 容	年 月 日
申請期間	令和 7 年 9 月 19 日(金)～令和 7 年 10 月 20 日(月) (受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
ヒアリング等	令和 7 年 10 月下旬頃
選定結果の通知	令和 7 年 11 月上旬頃

(2) 現地説明会について

研修センターにおいて、管理業務の内容等について説明します。

申請を行う予定の団体等は、現地説明会参加申込書（様式5）を令和7年10月1日(水)午後5時15分までに提出（FAX、電子メール可）の上、参加してください。

開 催 日 時	場 所
令和7年10月3日(金) 午前11時から	鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター

(3) 質問

管理業務に係る質問は、書面（参考様式）により、令和7年10月3日(金)までに提出してください（FAX、電子メール可）。

質問に対する回答は、申請者の質問を取りまとめた上で回答します。

9 選定基準等

指定管理者の選定基準は、次のとおりです。

- (1) 事業計画書の内容が、研修センターの平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、研修センターの効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理の業務に係る経費の縮減が図られていること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的及び物的能力を有していること。
- (5) その他知事が研修センターの設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

なお、選定基準の詳細は次に示すとおりとします。

アジア・太平洋農村研修センターの選定基準, 審査項目

No	選定基準	配点	審査項目	小配点	内容
1	事業計画書の内容が研修センターの平等な利用を確保することができるものであること。	10	施設の設置目的及び県が示した管理の方針との適合性	5	・県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致するか ・公益性の確保や団体の経営モラルは適切か
			平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	・事業の内容や利用のあり方などに偏りがないか ・平等利用の確保についての対策が適切か
2	事業計画書の内容が研修センターの効用を最大限に発揮することができるものであること	30	収支計画の適格性及び実現の可能性	5	・収支計画の実現可能性はあるか、又、事業計画との整合性は図られているか
			利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	・利用拡大の取組内容は十分か ・年間の広報計画の内容は適切か(パンフ、ポスター、HPなど)
			サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	・サービス向上のための取組方策は適切か ・募集要綱に示した内容への提案は適切か ・施設の機能を活用した内容となっているか
			施設の維持管理の適格性及び実現の可能性・効率性	5	・募集要綱に示した内容が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切かつ効率的か ・維持管理は効率的に計画されているか
3	事業計画書の内容が管理の業務に係る経費の縮減が図られていること	20	施設の管理運営に係る経費の縮減	20	・経費の縮減が図られているか。
4	事業計画書に沿った管理を安定して行人的及び物的能力を有していること	30	当該施設の類似施設の管理実績の有無、ノウハウの保有	10	・類似施設の管理実績の有無、ノウハウの保有があるか
			安定的な運営が可能となる人的能力の確保	10	・職員の体制は、十分か ・職員採用・確保の方策は十分か ・職員の指導育成、研修体制は十分か
			安定的な運営が可能となる物的能力の確保	10	・申請者の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か
5	その他知事が研修センターの設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項	10	県の施策との連携	5	・県の施策との連携が図られているか。
			関係機関等との連携	5	・関係団体や鹿屋市、地域住民等との緊密な連携が図れるか。

10 指定管理者の候補者の選定

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たっては、申請資格、事業計画等の内容を確認した後、必要に応じてヒアリング等を行い、選定基準等に基づき、指定管理者選定委員会で審査を行います。
- (2) 指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定した時は、速やかにその結果をすべての申請者に通知します。
- (3) 選定された指定管理者の候補者名、選定理由、総合点、選定基準ごとの評価点及び申請団体数は、県のホームページ等により公表を行います。
落選者については、団体名を伏せて総合点と選定基準ごとの評価点を県のホームページ等で公表します。ただし、選定基準ごとの評価点を公表することにより、落選者の不利益となる恐れがある場合には、指定管理者選定委員会の決定を経て、総合点のみ公表します。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の指定
上記 10 において、指定管理者の候補者として選定された者については、県議会の議決を経て、指定管理者として指定を行うものとします。
- (2) 協定の締結
県と指定管理者は、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理業務費の額等を定めるため、「協定」を締結し、「協定書」を作成します。
協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの業務に係る事項等を定めた「年度別協定」を締結します。
- (3) 留意事項
ア (1)で指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあります。
イ (1)で指定管理者の指定を受けた者が、(2)の協定の締結までに、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

12 管理業務費

研修センターの管理に係る管理業務費は、事業計画書において提示のあった金額に基づき、指定管理者と協議を行い、「基本協定」において定めることとしますが、各年度の管理業務費は、毎年度、予算の範囲内で、県と指定管理者の間で締結する「年度別協定」において定めることとします。

13 利用料金

- (1) 研修センターの施設等の利用に係る料金は、指定管理者が自らの収入として収受する利用料金制を採用します。

ア 利用料金は指定管理者が定めるものとしますが、料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。

この場合、利用料金は、規模、形態等において類似の施設の同種の料金と比較して、均衡のとれたものである必要があります。

イ 利用料金については、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年鹿児島県規則第13号。以下「規則」という。）により減免事項を定めていますので、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除していただきます。

なお、規則に定められている事項による利用料金の減免については、県は補填を行いません。

ウ 申請の際、施設等の利用料金については、収支予算書の添付資料として提出してください。

14 指定管理者と鹿児島県の責任分担等

指定管理者と県の責任分担については、次のとおりです。ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのない場合は、県と指定管理者が協議の上、責任分担を決定することとします。

又、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

内 容	指定管理者	鹿児島県
施設、設備等の維持管理	○	
施設、設備等の保守点検	○	
安全衛生管理	○	
利用料金に関する事務	○	
事故・火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
包括的な責任管理		○

なお、指定管理者は、施設、設備等又はその利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設、設備等又は施設利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに県に報告しなければなりません。

15 管理の継続が困難となった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

管理の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が、当該期間内に改善することができなかった場合等には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

- (2) 指定管理者（グループによる申請を行い指定管理者の指定を受けたものにあつては、当該グループの構成団体をいう。）が倒産（解散）し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定管理に基づく管理の継続が困難と認められる場合、県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 上記(1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消され、若しくは業務の停止を命じられた場合、指定管理者は県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

16 事業報告書等

(1) 事業計画書

指定管理者は、新年度開始３０日前までに、下記内容の事業計画書を県に提出しなければなりません。

- ア 基本事業計画
- イ 研修センターの維持・管理計画
- ウ 年度事業計画
- エ 研修センターの管理運営体制
- オ 収支予算書

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後３０日以内、又は県が必要と認めるときに、下記の内容の事業報告書を提出しなければなりません。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 研修センターの利用状況
- ウ 利用料金徴収の実績
- エ 管理業務費等の経理の状況（収支決算）
- オ その他県が別に定める書類

(3) 利用実績報告書（月例報告）

指定管理者は、毎月、下記の内容の報告書を翌月１０日までに提出しなければなりません。

- ア 研修センターの利用状況
- イ 利用料金徴収の実績
- ウ 利用料金減免の実績
- エ 翌月の研修センター利用計画

17 調査及び監査等

県は、毎年度終了後及び毎月ごとの事業報告書のほか、研修センターの管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。

指定管理者がこれに従わなかった場合、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

また、監査委員等が県の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地について調査し又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

18 県による管理業務の中止等

- (1) 県は、施設を廃止し、又は休止する必要がある場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
- (2) 上記(1)による指定の取り消し等により、指定管理者に追加の費用負担が生じた場合、県と指定管理者は費用負担について協議します。

19 その他

- (1) 指定管理者がその責めに帰すべき事由等により、その指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合、指定管理者に損失が生じても県はその補償を行いません。
- (2) 指定管理者は、研修センターの管理運営の実施中、故意又は過失により県又は第三者に対し損害を与えた場合は、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければならない。この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入すること。
- (3) 指定管理者が管理運営に係る各種規程等を作成する場合には、事前に県と協議するものとします。
- (4) 指定管理者は、県から研修センターの管理運営等に関する調査又は作業の指示があった場合、迅速、誠実かつ積極的に対応するものとします。
- (5) 指定管理者は、県が実施又は要請する事業（緊急安全点検、防災訓練、各種行事等）への支援・協力を行うものとします。
- (6) 県及び指定管理者は、必要に応じて、研修センターの管理運営に係る協議・調整等を行うものとします。
- (7) その他、指定管理者は、協定締結後に協定に定めのない事項が生じた場合には、その都度県と協議するものとします。

20 問い合わせ先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部国際交流課国際交流係
住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話 099-286-2306（直通）
FAX 099-286-5522
電子メールアドレス kouryuu@pref.kagoshima.lg.jp